

環境うえだ

回覧

平成27年 2月16日号

生活環境部

生活環境課 (電話23-5120)

廃棄物対策課 (電話22-0666)

「マークつきプラスチック」の出し方に御注意を！

緑字の指定袋で出していただいている「マークつきプラスチック」は、主に荷物の搬送用に使われる荷台(パレット)などのプラスチック製品としてリサイクルされます。

その中には、汚れたままのものや  マークのないものなども多く含まれていて、選別に大変手間がかかり、処理作業に支障がでています。

「 マークつきプラスチック」の出し方について、もう一度確認してみましょう。

「 マークつきプラスチック」って何？

食品や日用品などを入れたり、包んだりしていたもので、中身を食べたり、使った後で不要になった、プラスチック製の容器包装(ペットボトルを除く)のことです。



家庭から出るプラスチック製容器包装



このマークが目印
(容器等の側面や底を確認して下さい)

注意！

よく目にする  (プラマーク) ですが、このマークがついているのは容器包装のみです。同じプラスチックでも、バケツやハンガーなどのプラスチック製品にはプラマークはつきません！

守ってください(注意事項)



危険ですから絶対にやめてください！

カミソリやライター、乾電池などの明らかに違うものが指定袋に入っています。



汚れたままではリサイクルできません！

きれいな物まで汚してしまい、悪臭やハエの発生など、衛生面でも問題です。



中が確認できません！

小さなレジ袋などに、分別せずに入っている場合があります。中身が確認できない上、さらに袋を破る必要があり、二度手間になります。



もう一度 マークを確認して！

プラマークつきプラスチック(容器包装)ではない、プラスチック製品がたくさん入っています。



汚れたままのもの

例えば

- ハンガー
- バケツ
- 洗面器
- レジャーシート
- ストロー
- 歯ブラシ
- 洗濯ばさみ
- ゼリー等のスプーン
- プラスチック製のお皿やコップ
- プラスチック製のおもちや
- CDやDVDのケース
- ボールペン等の文房具
- キーホルダーやストラップ など

これらは全て「燃やせないごみ指定袋(赤字)」に入れて出すものです。プラスチック製のストローやスプーンなど、うっかり「 マークつきプラスチックごみ指定袋(緑字)」に入れて出してしまったことはありませんか？御注意をお願いします。

(裏面も御覧ください)

ホームタンクからの油漏れにご注意を！

冬季は暖房器具の使用に伴い、油漏れ事故が多く発生します。灯油が河川などに流出すると、水道水源の汚染や魚類・農作物に被害を及ぼす恐れがあります。また、河川に流出しなくても、火災や土壌・地下水汚染の原因となります。油漏れ事故のほとんどが不注意によるもので、ホームタンクを持つ家庭では、次のことに十分注意し、事故を防ぎましょう。



- ⚠️ ホームタンクからの灯油の小分け作業中は、絶対にその場を離れないようにしましょう。
- ⚠️ 給油後はバルブがきちんと閉まっているか必ず確認しましょう。
- ⚠️ バルブや配管、タンク本体に腐食や亀裂がないか、また、タンク内の灯油の残量が異常に減っていないか、定期的に確認しましょう。

*万が一、油漏れ事故を起こしてしまった場合は、お近くの消防署、市役所生活環境課又は各地域自治センター市民生活課へご連絡ください。

マイマイガの卵(塊)の除去をお願いします

昨年上田市内では、「マイマイガ」が様々な場所で例年以上に発生しました。「マイマイガ」は概ね10年周期で大量発生し、終息までに3年かかると言われており、大量発生から数年は、特に注意が必要です。

「マイマイガ」は、3月末から桜の咲く頃までにふ化します。今年の大発生を抑えるためにも、産み付けられた卵(塊)を除去することが効果的です。

卵(塊)の除去方法

外壁などに付いた卵塊は、柔らかいヘラなどでそぎ落としてください。

この時に、霧吹きなどで湿めしてから行うと鱗毛が舞いあがりません。

ペットボトルを半分に切ったもので、そぎ落とす方法もあります。

成虫や卵塊の駆除等の作業の際は、舞い上がった鱗毛が目に入ったり、口から吸い込むことを防ぐため、手袋・ゴーグル・マスクを着用してください。



ペットボトルを利用した岩手県方式

幼虫(毛虫)の除去方法

幼虫が小さいうち(体長1センチメートル程度まで)であれば、ホームセンターなどで販売している毛虫用の殺虫剤が有効です。

スプレー剤を使用する場合は、幼虫が吹き飛ばされて体に付着することがあるので、注意してください。

体長1センチメートルを超えた幼虫は、殺虫剤や農薬の効き目が悪くなりますので、小さいうちに駆除することが大切です。

問合せ先など

内 容	相 談 先	電話番号等
自宅の庭などの駆除の依頼	衛生害虫処理業者・造園業者など	タウンページなどでご確認ください
公共施設での発生	各施設の管理者	
空き地・空き家での発生 (空き地・空き家での発生の場合、土地所有者の把握を行い、所有者に対し除去の要請を行います)	上田市役所(本庁) 生活環境課	23-5120
	丸子地域自治センター 市民生活課	42-1054
	真田地域自治センター 市民生活課	72-0154
	武石地域自治センター 市民生活課	85-2827
農業関係の相談	農政課	23-5122
林業関係の相談	森林整備課	23-5124
自治会による駆除への機械の貸出し		
衛生害虫の相談	上田保険福祉事務所	25-7150